

令和4年4月 20 日
参考資料

住民監査請求に係る監査の結果について

(県立相原高等学校跡地における樹木伐採に係る費用支出に関する件)

県民から、地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求があり、同条第5項の規定に基づき監査を行い、請求人の主張には理由がないと認め、棄却することとし、請求人に対して別添のとおり通知しましたので、お知らせします。

1 請求書を受理した日

令和4年2月18日

2 請求人

県民40名

3 監査の結果決定日

令和4年4月19日

4 監査の結果概要等

請求結果の概要は別紙1、請求人に通知した文書は別紙2のとおり

(請求人の氏名(請求人2名を除く。)及び住所を省略するとともに、法人名及び法人所在地を省略又は記号化している。)

問合せ先

神奈川県監査事務局総務課

課長 塩野 電話 045-285-5053

副課長 芳賀 電話 045-285-5054

住民監査請求の結果の概要

(県立相原高等学校跡地における樹木伐採に係る費用支出に関する件)

住民監査請求の概要

県は、県立相原高等学校跡地にあった15本の樹木を伐採し、当該樹木の伐採業務に係る委託費約619万円をリニア中央新幹線県内駅整備促進費から支出した。

しかし、当該樹木は、倒木のおそれがあると判断されていた訳でもなく、伐採する理由も必要も全く認められないことから、当該委託費をリニア中央新幹線県内駅整備促進費から支出したことは予算の目的に反している。

よって、監査委員は、知事に対し、支出手続を行った県職員に支出額を返還させるなど、必要な措置を講じるよう勧告することを求めて、住民監査請求がなされたものである。

1 監査の結果

令和4年2月18日に受理した住民監査請求について、令和4年4月19日、監査委員の合議により、請求人の主張には理由がないと認め、請求を棄却した。

2 請求の要旨

県は、県立相原高等学校跡地にあったヒマラヤスギ等の15本の樹木（以下「本件樹木」という。）を伐採（令和3年2月）し、当該伐採に係る委託費約619万円をリニア中央新幹線県内駅整備促進費（以下「県内駅整備促進費」という。）から支出した。

県内駅整備促進費は、当該高校跡地の管理・維持を適正に行う目的で予算措置された県の予算であり、その目的は、当該高校跡地の管理を行うに当たり、「敷地の外周に設置されているフェンスの補修を実施する」、「台風等による樹木の被害を未然に防ぐため立木の伐採を実施する」、「地域住民等の立入を防止するため仮囲いを設置し、適切な管理を行う」こととされている。

しかしながら、本件樹木は、枯れているとか、倒木のおそれがあると判断されていた訳でもなく、この時期に伐採する理由も必要も全く認められないことからすれば、当該委託費を県内駅整備促進費として支出したことは、予算の目的外流用と言わざるを得ない。

よって、監査委員は、知事に対し、上記支出手続を行った県職員に支出額を返還させるなど、必要な措置を講じるよう勧告することを求める。

3 判断の理由（要旨）（別紙2 p.32）

相原高校跡地において、令和元年9月に台風15号により3本の樹木の倒木が発生して以降、近隣住民から本件樹木のうちヒマラヤスギ等について伐採の要望が寄せられたことに加え、本件樹木に隣接している旧相原高校校舎の撤去工事が令和2年12月に完了することが見込まれ、これまで風除けとなっていた当該校舎が無くなることから、春先などの強風により、当該高校跡地の東側の6本の樹木が倒木し、道路や近隣住民の生命又は家屋に被害を及ぼすおそれが高まると判断した。

さらに、当該高校跡地の財産は、相模原市が「相模原市広域交流拠点整備計画」を策定した後、平成30年12月に県が策定した「リニア中央新幹線整備に伴う県立相原高校跡地の利活用方針」において、県立相原高校移転後に除却が必要な財産として整理されており、本件樹木を含め当該高校跡地内の樹木は、その状態如何にかかわらず、リニア中央新幹線県内駅工事及びまちづくりの進捗に併せ、適切な時期に伐採する必要があることから、本件樹木を一括して伐採したことには、相応の合理性があるといえることができる。

また、県内駅整備促進費の令和2年度当初予算の事業内容には、樹木の伐採は含まれていなかったものの、交通企画課は、財政課及び県土整備経理課から県内駅整備促進費に係る予算流用の許可を受けて本件樹木の伐採を行っており、このことは、当該高校跡地の適正な維持管理を行うという県内駅整備促進費の目的に合致していると認められる。

こうしたことから、本件委託費の支出は、違法又は不当な公金の支出に該当するとはいえない。

以上のように、本件委託費の支出は、違法又は不当な公金の支出に該当するとはいえないことから、これによる県の損害の発生も認めることはできない。

以上のことから、本件委託費の支出は、違法又は不当な公金の支出に該当するとはいえなく、これによる県の損害の発生も認められないことから、本件監査請求には理由がない。

請求人 浅賀 きみ江 様
同 岩田 薫 様
ほか (略) 様
請求人代理人
弁護士 山下 幸夫 様

神奈川県監査委員 村 上 英 嗣
同 太 田 眞 晴
同 吉 川 知 恵 子
同 嶋 村 た だ し
同 てらさき 雄 介

令和 4 年 2 月 18 日に受理した住民監査請求（以下「本件監査請求」という。）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 5 項の規定に基づき、監査を行ったので、その結果を次のとおり通知する。

第 1 請求に対する判断

請求を棄却する。

第 2 請求の内容

1 請求人から提出された令和 4 年 2 月 18 日付け請求書の内容

（原則、内容は原文「請求の趣旨」のまま。ただし、「リニア新幹線県内整備促進費」を「リニア中央新幹線県内駅整備促進費」に、「神奈川県」を「県」に、「神奈川県職員」を「県職員」にそれぞれ表記を変更するとともに項目番号の一部付け替え等を行った。）

（請求の趣旨）

1 違法不当な公金支出であること

県は、県立相原高等学校跡地にあったヒマラヤスギ、ゲッケイジュ、ヤマザクラなど 13 本の樹木の伐採について、A 社（（略））に対してその伐採業務を

委託して実施し、その委託費を、リニア中央新幹線県内駅整備促進費の名目で、令和3年（2021年）4月2日付で、金6,190,000円を支出した。

すなわち、県の県土整備経理課の職員である植田健の起案に係る「令和2年度元相原高校樹木伐採業務委託（伺い）」と題する文書が、同経理課長らの決裁を経て、金6,190,000円が支出された。

しかしながら、リニア中央新幹線県内駅整備促進費は、旧相原高校跡地の管理・維持を適正に行う目的で予算措置がされた県の予算であり、旧相原高校跡地にあるヒマラヤスギ等の樹木は、その時点において枯れているとか、倒木のおそれがあると判断されていた訳でもなく、それなりに経済的価値がある樹木であり、これらの樹木を、この時期に伐採する理由も必要も全く認められないことからすれば、これらの樹木の伐採のための委託費を、リニア中央新幹線県内駅整備促進費の名目で支出することは目的外流用と言わざるを得ない。

伐採された13本の樹木のうち、ゲッケイジュ（月桂樹）は国際児童年の記念に県立相原高校関係者が植樹した樹木であり、同校の生徒たちが維持管理に務めてきた大切な樹木であり、それは神奈川県民にとっても大切な県有財産というべきであり、県職員であれば、本来であれば、その維持管理に務めなければならない県民の財産である樹木を伐採することを業者に委託した県職員の行為は地方財政法8条の「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」との規定に違反する違法な行為である。

リニア中央新幹線県内駅整備促進費の目的は、令和2年度の事業内容を説明した文書によると、「平成30年度末の相原高校移転に伴い、相原高校跡地について、令和元年度から県土整備局が管理を行っているため、管理を行うにあたり、相原高校敷地の外周に設置されているフェンスの補修を実施する。また、台風等による樹木の被害を未然に防ぐため立木の伐採を実施する。さらに、地域住民等の立入を防止するため仮囲いを設置し、適切な管理を行う。」と説明されている。ここでは、「立木の伐採」は、「台風等による樹木の被害を未然に防ぐため」とされているところ、今回伐採されたた13本の樹木については、倒木のおそれ等があるとは考えられず、目的外流用と言わざるを得ない。

そもそも、リニア新幹線は、橋本駅の新駅については、地下に設置される予定であり、地上にある樹木の伐採が必要とはおよそ考えられない。

2 求める措置

よって、監査委員は、神奈川県知事に対し、上記支出手続を行った県職員に対して支出額の返還をさせるなど、必要な措置を講じるよう勧告することを求める。

2 請求人

氏名 浅賀 きみ江

住所 (略)

ほか (略)

3 請求人代理人

弁護士 山下 幸夫

4 請求人から提出された事実を証する書面

(原則、題名は請求人から提出された「事実証明書」のまま。ただし、「リニア新幹線県内整備促進費」を「リニア中央新幹線県内駅整備促進費」に表記を変更した。)

証拠1 支出命令票等

証拠2 「リニア中央新幹線県内駅整備促進費」と題する書面

証拠3 緊急アピール「相原高校の記念樹伐るな！！」(橋本の緑と安心を守る会ホームページ)

第3 請求の受理

本件監査請求は、実際に受け付けた令和4年2月18日付けをもって受理した。

第4 監査の実施

1 請求人からの証拠の提出及び陳述

(1) 証拠の提出

請求人から新たな証拠の提出はなかった。

(2) 陳述の内容

請求人のうち、岩田 薫氏、(略)氏、(略)氏、(略)氏、(略)氏、(略)氏、(略)氏及び浅賀 きみ江氏は、令和4年3月23日9時50分から神奈川

県庁（以下「県庁」という。）新庁舎3階の第2監査室において、監査委員に対して陳述を行った。

陳述の内容は次のとおりであった（原則、発言のまま記載している。）。

ア 岩田 薫

それでは陳述をさせていただきます。岩田薫と申します。よろしく申し上げます。

今回、私達は、リニア中央新幹線の駅前整備促進費として、神奈川県が計上している予算について、返還を求めるという趣旨で請求をさせていただきました。

この案件に関しては以前、現地にありますクスノキに関しても提出させていただきました。このクスノキは、旧県立相原高校の跡地に今もきちんと生息して元気な姿を見せておりますけれども、その周りにありました、ヒマラヤスギはじめ15本の木を伐採してしまったことに関して、今回、措置請求を提出させていただいた次第でございます。

この予算に関しましては、県立相原高校跡地の管理維持を適正に行うという目的で計上され、施行されたものであります。この管理維持を適正に行うという目的で組まれた予算でありますけれども、内容を見ますと、現地にある駅前整備に伴い樹木が倒木をしたり、あるいは枝が通行人の邪魔になったりしないように、あるいはフェンスが倒れたりしないように、さらに、繁茂する草が邪魔にならないように除草をしたり、そうした目的でこの予算を使うというふうに書かれております。

台風等が訪れたときに、特に樹木が倒れたり枝が落ちたりすると危ないので、その点も管理を行うという趣旨になっているというふうに見受けられます。

で、実際に現地ではそれほど危険性がないのに、令和3年4月2日付けでヒマラヤスギ、ゲッケイジュ、キンモクセイ等15本の樹木を伐採してしまいました。690万円をこのために使いました。特にゲッケイジュの木は国際児童年の記念に植樹された木でありまして、相原高校の在校生や教職員が非常に大事にしていた木であります。

現地にはこの記念樹であるというプレートもあったんですが、これも倒され、放置されたという事実を目撃しております。

生徒が大事にし、地域の人達が親しんできた木を伐採した。決して倒木の

おそれがあったわけではなく、台風等で被害が発生するおそれもなかったにもかかわらず伐採してしまった。県の行為は誠に納得できないものであります。

したがいまして、私達はこの地方財政法の、常に良好の状態において財産は維持しなければならないという第8条の目的に反すると考え、今回、この予算の返還を求める監査請求を提出させていただいた次第であります。

以上で私の陳述を終わります。どうもありがとうございます。

イ (略)

(略)、82歳です。相模原に住んで55年になります。

昨年3月、無残にも切り倒されたゲッケイジュ、ヒマラヤスギをはじめ、15本の木々の伐採を悔やみ、この行為は本当に正しい選択であったかどうか。間違いは正そうとの思いで監査請求に参加しました。

相模原は古来、相模川と境川に挟まれた柴胡が原と呼ばれる広大な大地、原っぱでありました。決して肥沃ではなかった土地を開墾し、また、養蚕を起こして生きてきた人々の苦勞が語り継がれています。

100年近く前、その先輩達が子供達の未来、町の将来を考えて作ったのが相原高校です。ですから相原高校は、市内の工業高校、商業高校その他の県立高校の母体となってきたと聞きます。

開校した後、町の青年団をはじめ、先生も生徒も、町の人々総力で木を植えて、あの見事なイチョウ並木やメタセコイアやクスノキなどが1,000本を超えるほどの緑を育てました。苗木を自転車の荷台に積んで、坂を上がってきたとも聞いています。

リニア新幹線駅建設のためにと、相原高校は移転され、多くの木々が切られました。

しかし、現在残っているクスノキと今回申し立てにある木々の生えていたところは、直接の駅建設地域の指定ではなく、事後の計画は公表されていませんし、未決定の状況にあります。

跡地利用の決定権は現在県にありますから、相模原の歴史を今に伝える、橋本のクスノキを残し、公園等の緑地とする決断ができるはずと考えます。早々に伐採したことは、そのための支出は不当です。

2点申し上げます。

1。国も県市行政もSDGsと盛んに言います。これは、人間と自然の関

係を見直そうということではないのでしょうか。

本件は真逆の行為です。すでに地球温暖化をはじめ、大規模干ばつ、陥没や土砂崩れ、洪水など、喫緊の問題になっています。

いつでもどこでも起こり得ることとしては、駅前の公園は避難所としても重要要素です。

さらに一時は記念植樹とか、保存樹指定等しておきながら、ただただ経済優先の政策に県民の血税を使うことは許されるのでしょうか。

2つ目。自然破壊、木々の伐採に反対の声は全国各地で上がっています。

神宮の森の伐採にも今多くの反対が寄せられていることは御存知と思います。残す決断をされた例も多々あります。少なくとも住民の声を聞いてから決断しています。

リニア最優先、「土地の所有者の自由」的な強行は珍しいことです。何より税金が使われたわけです。

伐採の当日、私も現場におりました。見事な大木が切断されてトラックに積まれる姿は人間の愚かしさ、傲慢さを訴えているようでした。

監査委員の皆様が住民の立場で監査し、返還を勧告してくださることをお願いいたします。

以上で終わります。

ウ (略)

(略) と申します。よろしく申し上げます。

相模原市のまちづくり計画と、惨憺たる今の結果、まちづくり結果の違いを見続けて40年になります。

それでも、今回のリニア駅周辺のまちづくりに期待したのですが、見事に裏切られました。2019年7月21日に行われたクスノキの樹木診断の時でした。県の職員の方が、ここは県の土地だと怒鳴った時です。

それを聞いた時に、もうこれは駄目だと感じた瞬間でした。

私には、だから県の自由にしていんだの闇の声に聞こえました。

40年前にフラッシュバックしてしまいました。

大企業志向、利益志向、効率志向の、今だけ金だけ自分だけのまちづくり、地域や相原高校の歴史や文化、成り立ちに根付かない、温故知新を忘れた、無視したまちづくり、100年前から脈々と受け継がれた、相原高校跡地の使命を無視するまちづくり、今は切らないという詭弁使いが出世する組織、教

育財産から普通財産にしたから切っていいんだとの詭弁、その顕著なあらわれがリニア県内駅整備促進費です。

住民監査請求をさせていただきました。

(写真を頭上に掲げ、監査委員に示す。)

これが、ここの部分が、先ほど来から話があるエリア外のところですよ。

2019年12月に行われたB社による工事説明会では、シンボルツリー、クスノキ、これ今の姿です。は、エリア外との説明でした。

駐輪場として、2年間と決まっていたにもかかわらず、聞かなければ答えがない。よらしむべし知らしむべからずの体制。

学生が通学しているにもかかわらず、樹木を切り、先人の思いをも斬る。県やクスノキ．．．県や市は、クスノキが倒木の危険があると言い続け、同窓会の同意を得たとの詭弁。

こういった、記念碑と、いや全部、これが無残な姿です。記念樹のところには「ここに21世紀へぼくらの夢を託して植樹する」と書いてあります。こんなのは粉碎されています。

これは、これが、もう見られない、ちょうど雪降った2020年3月29日、サクラです。ヤマザクラ。

県と市の本音が出ているのが、平成30年12月21日に行われた、リニア県内駅まちづくりに関わる打合せ議事録です。

ここでは詳細を申し上げません、説明もしません。ぜひ、ここにおられる皆さんで、県の議事録だけでなく相模原市の議事録をも精査して、実態を確認し、適切な判断をお願いします。

最低限、神奈川県創立80周年記念、ここにあります90周年記念、そういったものを合わせてみてください。真の姿が見えてくるはずですよ。

まだまだ県内駅整備促進費で切るべき樹木ではなかったはずなんです。

もし予算を消化するというために切ったとしたら大問題ですよ。

以上です。

エ (略)

(略)と申します。よろしく願いいたします。

古来、私達の祖先は、自然を崇め、尊び、守りながら暮らし、自然からも守られて生きてきました。

大きな木、岩、森、山等には魂が宿ると考え、信仰の対象にも据えて大切

にしてきました。今も全国各地に名所として残されている自然物が数多く存在して、人々の心の拠り所になっています。

私は横浜で生まれて 10 歳まで横浜で育ちました。家の周りには野原や畑があって、小川が流れ、トンボやチョウチョウやクモや昆虫などが当たり前にとくさんいて、季節の移り変わりも全身で感じられる環境でした。

自然豊かだったこの環境は、10 歳の年の 5 月 29 日、横浜大空襲で家も学校も丸焼けになってしまいました。焼け野原と化しました。緑いっぱいのその風景は、今は私の記憶の中にしか残っていません。

ウクライナが今戦火に晒されています。全てを破壊し尽くす戦争が論外なのは言うまでもありませんが、現在この日本の国では、戦争に巻き込まれていないにもかかわらず、至るところで、自然破壊、生活破壊が広がっています。

30 年ほど前に私がこの相模原に移り住んだ頃は、市内の住宅地でも比較的豊かな自然が残されていました。

でも、この 10 年ほどで急激に緑地が減少してきたと感じています。

橋本の駅前の相原高校も駅前でありながら広大な敷地に林や畑があり、多くの大木がある珍しい学校でした。

春、秋の散策会で参加するようになって、ムクロジやタラヨウ等の珍しい、とても珍しい木々や、貴重な記念樹であるゲッケイジュがあることも知りました。

40 本あまりものイチョウの並木も素晴らしい景観でした。樹齢 100 年の創立記念樹クスノキも、周りのヒマラヤスギやメタセコイアの大木も本当に見事でした。

これらの 1,000 本近くあった木々達が、クスノキを残してほとんど切られ、今は人々の記憶の中にしか残っていなくなった。

なんて悲しいことでしょう。残念でなりません。

特に正門付近のヒマラヤスギ等のある場所は、工事の支障になるところではないのに、なぜ切らなければならなかったのでしょうか。理由が明らかにされていません。

所有権は県にあるとありますが、県民みんなの財産です。県が、理由もなく勝手に処分していいということはないはずです。

一度壊した自然が二度と、元には戻りません。市が描く、体裁を整えるだけの植栽など、自然環境の復活とはほど遠いものです。

どこへ行っても同じ景色の駅前開発ではなく、残ったクスノキなど、今ある自然、緑を最大限活かした特色ある橋本駅前のまちづくりを願うとともに、理由が明らかでない、目的外支出の伐採費を 619 万円の返還を求めたいと思います。

よろしく願いいたします。以上です。

オ (略)

(略) と申します。私は生まれも育ちも相原橋本、両親も親代々旧相原村育ち。私も 3 月で 75 歳を迎えました。幼い頃より、緑豊かな相原高校の空気を吸って育ちました。

そして、子供達も、また地域の子供達も本当に緑の体験をしたという場所でもあります。

そして、6 人の子供にも恵まれ、そのうち 2 人は相原高校の畜産課に学び、その学びの中で娘は米国に留学し、母校正門の横のクスノキの、緑豊かな学び舎での高校生活が職業にも繋がって、今も自然を愛する生活をしております。

特に橋本については、この相原高校のみ、広い駅周辺の緑でした。

それがこの何年かの間、瞬く間に伐採をされ、今、クスノキ 1 本が残されているような状態であります。

このたび、リニア中央新幹線神奈川駅設置のため、創立 100 年を迎えた緑豊かな相原高校を移転し、今はイチョウ並木やメタセコイア、ヒマラヤスギをはじめ、1,000 本近くの樹木が伐採され、唯一残る樹齢 100 年を迎えんとするクスノキだけが地域住民の思いを表しています。

しかし、クスノキも橋本南口リニア駅と大開発のため伐採されようとしています。

どうか、このことについて、県の担当者も深く考えていただきたいと思えます。

相原高校の創立は大正 11 年、横浜線、橋本南側に、旧相原村の名士、地主、特に新田開発に当たった原清兵衛氏等 20 数名の方が、その畑を 2 万 1,000 坪の畑を寄付し、そして、地元の思いを次世代を担う子供達の教育に捧げました。

そして 10 月、文部大臣より県立農産高校の認可が下り、開校当時は一本の樹木もなく、殺風景であった。職員や生徒、地域の青年団の有志が苗木を

持ち寄り、たくさんの樹木が植えられました。

その全てがこのたび伐採され、唯一クスノキだけが毅然と立っています。そのクスノキも近年伐採されようとしています。

津久井山系の背景に、緑豊かな相模原市緑区の玄関にあいふさわしい街開発のシンボルツリーとして残し、唯一、クスノキを中心とした緑豊かな開発整備に努めていただきたいと思います。

以上です。

カ (略)

(略) です。(略)と書いて「(略)」と読みます。42年前に横浜から西橋本に移住してきました。

相原高校の脇にはプラタナスの街路樹があり、中にはヒマラヤスギが天高くそびえていました。

その後、街路樹は一本残らずなくなっていました。何かで邪魔になると伐採してしまうのか。

夏、木陰ができて涼しかったことを思い出します。相原高校の正門を入ると、クスノキは枝を広げ、ヒマラヤスギやタラヨウ、ムクロジ、ゲッケイジュ、ユズリハ等が出迎えてくれます。セミの殻も見つかります。山まで出かけなくても、平地で木の名前を覚えることができたし、緑の風を受け、森林浴もでき、相原高校には良い空間がたくさんありました。

子供の心身の発達の上で、土に触れることが大事と言われていました。私は子供、孫を連れて遊んだ思い出の場所です。子育てサークルでは中庭でミニ運動会をさせていただき、親子の楽しい思い出になりました。

アスファルト化した今、土に触れることが本当になくなっていきます。元相原高校は唯一、大人や子供も土に触れられる自然いっぱいの場所でした。

昨年、リニア駅ヤードに関係ない場所のクスノキを残して木々を伐採したことで、橋本駅前が殺伐とした景観になりました。

神奈川県はSDGsと謳っていますが、木がなくなればCO₂も上昇し、気候温暖化も防げません。

残っていた木々とクスノキのあるところを公園にしたら、伐採しないで済んだのではないのでしょうか。伐採費用も約600万円と税金の無駄遣いです。

私は思うのですが、古い家でも特別の場合を除いて修繕し長く住んでいく、木も切ることがないように木の特性を知り、土地に適用する木を植えること

を考え、100年先を見据えて考えることが肝心です。まさに相原高校の樹木は適切に植えてあった木々です。

元相原高校は神奈川県所有物であります。県民のものでもあると思います。県民の誰かの所有物のように私には見えます。

今まで、生きてきた木を伐採したことに対し怒りは覚えませんが、県民のものを勝手に伐採したことの愚かさや不信感を覚えてなりません。

緑の木々は伐採されて、地域の方々や通行人の見上げるものがなく、心のオアシスが消えました。不当な行為を正すべきです。

以上。

キ (略)

私は(略)と申します。

相原高校跡地の演習林は、1,000本近く伐採され、残念な思いでいました。

ところが、またしても、クスノキの外周に残ったヒマラヤスギや国際児童記念樹のゲッケイジュ等15本の樹木まで伐採。裁判で申し出中にもかかわらず、残った木々達まで伐採する行為は、ロシアの戦争と同じではないかと感じてしまいました。

相原村民一致の大きな声援により、未来へ繋ぐ人材育成のために、敷地の寄付、募金等による学校創立です。職員や生徒達が苗木を持ち寄ったり、青年団や有志の方々が寄贈し、たくさんの樹木が植えられました。

100年近くの大木全てが伐採され、現在、クスノキのみとなってしまいました。

先人達の多くの思いを切り裂いてしまう権利が誰にあるのでしょうか。ある学校の教育者が言っています。SDGsとは、「1 人が作ったものを大切にすること」、「2 人を大切にすること」、「3 自然を大切にすること」が、基本となると、まさに人が学ぶ三原則です。

工事の邪魔だから切ってしまう、木がなくて寂しければ街路樹を植えてやれ、自然が大切、水が大切というなら駅前に噴水を作ってやれという議員もいます。

市長は、クスノキの枝を新しい学校の庭へ移植しますといいましたが、私は違うと思います。

市長は公約で言っていました。インフラ維持、管理だけでも莫大な費用を要する、大きな投資は困難ですと、今ある資産を生かす取り組みは持続可能

な社会を目指すことに繋がると、日本一のSDGs都市になると、今ある資産、他の市にない、市民も知らない魅力をまず生かしていくこと、と約束してくれたはずです。

京大名誉教授も言っています。金銭に還元できない目に見えないものを大事にするという方向に変えることだと。

以上です。終わります。

ク 浅賀 きみ江

こんにちは、浅賀きみ江です。

相原高校が、皆さんがおっしゃったように、リニア駅建設のために移転しまして、跡地の緑豊かな約1,000本の演習林は伐採されて、今は正門脇の創立記念樹、クスノキが凜として立っています。

また、クスノキの周りにあった見事なヒマラヤスギや国際児童年記念樹、1979年が国際児童年、子供の権利を謳っていますが、そのゲッケイジュやムクロジなど思い出の詰まった15本の木々が伐採されました。

私達市民は、この間20年間も、校内の定期市民散策会でこれらの木々と会話し、子供達も含めて愛してきました。

この場所はB社の工事ヤードには入っていません。B社は何度も説明会で明言しています。

なのに、県はリニア駅県内整備促進費の名目で619万の県民の税金で伐採してしまいました。

一体、この行為を県民の誰が望んだんでしょうか。これは明らかに目的外の不当支払です。支出です。税金の返還を求めます。

クスノキなど、これらの樹木は、創立当初から皆さんがおっしゃったように、校長や教職員、地域の青年団の皆さんが、たくさんの人々が苗木を持ち寄って、約100年の月日をかけて育んだものだとお聞きしています。

神奈川県はSDGsとは名ばかりなんですか。

橋本南口の緑環境は、もう一掃され、シンボルツリークスノキは黙ってこれらの人間の所業を見つめています。

今や重機が林立し、残土を運んだダンプカーが走り回り、まるで戦場跡の様相を呈しています。

開発発展の大義を立てて、私達の子供達が生まれ育ったふるさとの原風景、相原高校の歴史を育んだ緑環境を破壊してしまうことは、さっきもありまし

たが、ウクライナへの戦争と同質の未来への恥ずべき行為です。

この不当な違法な税金の支出をただすことによって、未来の子供達に少しでも、私達大人の責任を示したいと思っております。

監査委員の皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

以上です。

2 請求人から提出された令和4年3月31日付け補正書の内容

(「1 請求人からの証拠の提出及び陳述 (2) 陳述の内容」を踏まえ、請求人から提出された補正書を受け付けた。なお、内容は原文のままである。)

請求人らは、令和4年2月17日に提出した住民監査請求書について、次のとおり補正いたします(補正箇所は下線部)。

1 同2頁3行目

(補正前)

金 6, 190, 000 円

(補正後)

金 6, 190, 800 円

2 同2頁6行目

(補正前)

金 6, 190, 000 円

(補正後)

金 6, 190, 800 円

3 同2頁14行目

(補正前)

13 本

(補正後)

15 本

3 監査対象事項の特定

請求人は、神奈川県（以下「県」という。）の行為について以下のとおり主張していると認められる。

県は、県立相原高等学校跡地（以下「相原高校跡地」という。）にあったヒマラヤスギなど15本の樹木（以下「本件樹木」という。）を伐採しており、令和3年4月2日付けで本件樹木の伐採業務委託（以下「本件業務委託」という。）に係る委託費（以下「本件委託費」という。）6,190,800円をリニア中央新幹線県内駅整備促進費（以下「県内駅整備促進費」という。）として支出した。

県内駅整備促進費は、相原高校跡地の管理・維持を適正に行う目的で予算措置された県の予算であり、令和2年度の事業内容を示した文書によると、相原高校跡地の管理を行うに当たり、敷地の外周に設置されているフェンスの補修を実施する、また、台風等による樹木の被害を未然に防ぐため立木の伐採を実施する、さらに、地域住民等の立入を防止するため仮囲いを設置し、適切な管理を行うと説明されている。

しかしながら、相原高校跡地にあった本件樹木は、枯れている又は倒木のおそれがあると判断されていたものでもなく、また、相応の経済的価値があるものであったことから、本件樹木を伐採する理由も必要も全く認められないことからすれば、本件委託費を県内駅整備促進費として支出したことは、予算の目的外流用と言わざるを得ない。

したがって、上記を踏まえて、本件委託費の支出が地方自治法第242条第1項に規定されている違法又は不当な公金の支出に該当するか否か、そして、これにより県に損害が生じているか否かを監査対象事項とした。

4 監査対象箇所への調査

本件監査請求に関し、監査対象箇所として、県土整備局において経理事務を所管し、本件委託費の支出手続を行った県土整備局事業管理部県土整備経理課（以下「県土整備経理課」という。）及び県内駅整備促進費を予算計上し、本件樹木の管理者として本件樹木の伐採を行った県土整備局都市部交通企画課（以下「交通企画課」という。）を選定した。

そして、上記の2所属について県庁新庁舎3階第2監査室において職員調査を実施し、県土整備経理課については、令和4年3月22日13時10分から、本件委託費の支出手続の状況等を、交通企画課については、同日14時10分から、本件樹木の伐採に至るまでの経緯等をそれぞれ聴取した。なお、職員調査後も、必要に応じて、電話等で追加聴取を行った。

県土整備経理課及び交通企画課の主張の要旨は、次のとおりであった。

(1) 県土整備経理課

ア 本件委託費の執行における県土整備経理課の業務的役割について

交通企画課からの歳出予算執行依頼票に基づき、本件業務委託に係る入札執行、当該入札に係る落札者決定後の支出負担行為及び支出負担行為に係る契約締結を行った。

また、交通企画課からの増額の歳出予算執行依頼票に基づき支出負担行為及び支出負担行為に係る変更契約を締結した。

そして、交通企画課から提出された完成検査調書等に基づき本件委託費の支払を行った。

イ 歳出予算執行依頼票收受後の県土整備経理課における本件委託費に係る契約事務の執行状況について

交通企画課から歳出予算執行依頼票を收受してからの県土整備経理課における本件委託費に係る契約事務の執行状況等については次表のとおりである。

年度	月	日	内容
令和2	11	25	交通企画課から本件業務委託に係る歳出予算執行依頼票を收受
	12	1	本件業務委託に係る入札公告

	1	4	本件業務委託に係る入札の落札者を決定し、執行伺票を作成
		8	本件業務委託に係る入札の落札者と本件業務委託に係る契約（以下「本件業務委託契約」という。）を締結
	3	4	交通企画課から本件業務委託に係る増額の歳出予算執行依頼票を收受し、執行伺票を作成
		10	本件業務委託契約に係る受注者（以下「受注者」という。）と本件樹木の伐採業務に係る変更契約を締結
		30	交通企画課から本件委託費に係る請求書を收受。当該請求書に基づき受注者へ本件委託費の支払手続を執行
令和3	4	2	受注者に対し、本件委託費を支払

ウ 県土整備経理課における本件委託費に係る各帳票の決裁状況について

県土整備経理課における本件委託費に係る各帳票の決裁状況については次表のとおりである。

帳票名	執行伺票	執行伺票(増額・減額)	支出命令票
作成日	令和3年1月4日	令和3年3月4日	令和3年3月30日
決裁日		令和3年3月8日	令和3年3月31日
金額	支出負担行為額 6,026,152円	支出負担行為額 164,648円	支出命令額 6,190,800円

エ 本件監査請求に対する見解について

- (7) 請求書に掲げる「リニア中央新幹線県内駅整備促進費は、旧相原高校跡地の管理・維持を適正に行う目的で予算措置がされた県の予算であり、旧相原高校跡地にあるヒマラヤスギ等の樹木は、その時点において枯れているとか、倒木のおそれがあると判断されていた訳でもなく、それなりに経済的価値がある樹木であり、これらの樹木を、この時期に伐採する理由も必要も全く認められないことからすれば、これらの樹木の伐採のための委託費を、リニア中央新幹線県内駅整備促進費の名目で支出することは目的外流用と言わざるを得ない。」との主張について

交通企画課が県土整備経理課に提出した歳出予算執行依頼票の内容について、経理上の合理性及び妥当性を確認したところ予算の目的内であったため、支出を行った。

- (4) 請求書に掲げる「リニア中央新幹線県内駅整備促進費の目的は、令和2年度の事業内容を説明した文書によると、『平成30年度末の相原高校移転に伴い、相原高校跡地について、令和元年度から県土整備局が管理を行っているため、管理を行うにあたり、相原高校敷地の外周に設置されているフェンスの補修を実施する。また、台風等による樹木の被害を未然に防ぐため立木の伐採を実施する。さらに、地域住民等の立入を防止するため仮囲いを設置し、適切な管理を行う。』と説明されている。ここでは、『立木の伐採』は、『台風等による樹木の被害を未然に防ぐため』とされているところ、今回伐採されたた13本の樹木については、倒木のおそれ等があるとは考えられず、目的外流用と言わざるを得ない。」との主張について

交通企画課が県土整備経理課に提出した歳出予算執行依頼票の内容について、経理上の合理性及び妥当性を確認したところ予算の目的内であったため、支出を行った。

(2) 交通企画課

ア 本件委託費の執行における交通企画課の業務的役割について

本件業務委託を行うことを決定し、本件業務委託に係る歳出予算執行依頼票を県土整備経理課へ提出した。

また、本件業務委託契約締結後は、本件業務委託に係る監督、本件業務委託の内容に係る意思決定及び受注者への指示を行い、本件業務委託完了後には本件業務委託に係る履行確認を行った。

イ 本件樹木の伐採の経緯と交通企画課における本件委託費に係る予算執行上の対応等について

令和元年9月の台風15号により相原高校跡地で3本の樹木の倒木が発生してから、本件樹木の伐採業務に係る契約の受注者から請求書を收受し、県土整備経理課へ当該請求書を提出するまでの経緯については次表のとおりである。

年度	月	日	内容
令和元	9	8 ～ 9	関東地方に上陸した台風15号により、相原高校跡地で3本の樹木の倒木が発生
		12	相原高校跡地の近隣住民の1人(以下「X氏」という。)から、「本件樹木が倒木したらX氏に被害が及ぶこと」等を理由として、本件樹木のうち、ヒマラヤスギ等6本の伐採要望を受ける
令和2	8	12	X氏から、本件樹木のうちヒマラヤスギ2本について
		19	早急に伐採することの要望を受ける
	9	2	
		3	X氏から本件樹木のうち、ヒマラヤスギ2本に加えてチャボヒバ1本の伐採要望を受ける
		8	専門業者と本件樹木の状況について現地確認
		28	総務局財政部財政課(以下「財政課」という。)に対し、本件樹木伐採のため、県内駅整備促進費に係る予算流用申請書を提出
		29	県土整備経理課に対し、本件樹木伐採のため、県内駅

		整備促進費に係る予算流用申請書を提出
10	7	財政課及び県土整備経理課から、本件樹木伐採のため、県内駅整備促進費に係る予算流用の許可を受ける
11	25	県土整備経理課に対し、本件委託費に係る歳出予算執行依頼票を提出
12	頃	相原高校跡地においてこれまで風除けになっていた旧県立相原高等学校校舎（以下「旧相原高校校舎」という。）の撤去が完了
	18	相原高校跡地における本件樹木に係る伐採の調整と駐輪場の明渡しについて県立相原高等学校と打合せを実施
1	14	X氏に対し、受注者が決定したことを連絡
	20	県立相原高等学校及び受注者と本件樹木に係る伐採の日程調整について打合せを実施し、本件樹木の伐採は令和3年2月22日から同月26日までに実施することを決定
2	9	X氏に対し、本件樹木の伐採に係る日程が決定したことを連絡
	10	本件樹木のうち、13本の立木に係る伐採について、処分調書を作成（残り2本の樹木は財産台帳に登録されていないため処分調書作成の対象外となる。）
	22 ～ 25	受注者が本件樹木を伐採
3	4	伐採した本件樹木の処分量が確定し、工事費の増が生じたことから、精算のため県土整備経理課に対し本件委託費に係る増額の歳出予算執行依頼票を提出
	22	受注者から委託業務完了通知書を収受
	24	本件樹木の伐採業務に係る完成検査を行い、検査調書を作成
	30	受注者から本件委託費に係る請求書を収受し、県土整備経理課へ当該請求書を提出

ウ 交通企画課における本件委託費に係る歳出予算執行依頼票の決裁状況について

交通企画課における本件委託費に係る歳出予算執行依頼票の決裁状況については次表のとおりである。

帳票名	歳出予算執行依頼票	
作成日	令和2年11月25日	令和3年3月3日
決裁日		令和3年3月4日
金額	執行見込額 6,413,000円	執行見込額 164,648円

エ 県内駅整備促進費の目的及び令和2年度当初予算の事業内容について

県内駅整備促進費の目的及び令和2年度当初予算の事業内容は次のとおりである。

(7) 目的

- a リニア中央新幹線は、平成25年5月20日に、B社が、国土交通大臣から全国新幹線鉄道整備法の規定により、中央新幹線東京都・大阪市間の営業・建設主体に指名され、平成26年10月17日には、工事実施計画が認可され、神奈川県駅を橋本駅南側の県立相原高等学校敷地へ設置することが決定された。
- b 平成30年度末の県立相原高等学校移転に伴い、相原高校跡地について、令和元年度からは県土整備局が管理を行っているため、管理を行うに当たり、相原高校跡地の外周に設置されているフェンスの補修を実施する。また、台風等による倒木の被害を未然に防ぐため立木の伐採を実施する。さらに、地域住民等の立入を防止するため仮囲いを設置し、適切な管理を行う。

(4) 令和2年度当初予算の事業内容

移転後の相原高校跡地の管理	
a フェンス補修	相原高校跡地の外周に設置されているフェンスについて、破損している箇所を補修するもの。
b 樹木管理費	台風等の自然災害に起因する立木の倒木による、第三者への被害を未然に防ぐため、倒木のおそれのある立木について剪定を実施する。
c 仮囲い設置	台風15号での倒木を踏まえ、倒木の危険性のある樹齢100年のクスノキが生育している県管理地について、倒木による第三者への被害を未然に防ぐため、必要最低限の立入防止用の仮囲いを実施する。

オ 令和2年度における県内駅整備促進費への流用の状況について

県内駅整備促進費への流用の状況については次表のとおりであり、流用額は合計6,560,000円である。

(7) 節間流用

流用年月日	令和2年10月7日					
流用理由	本件樹木の伐採のため					
流用額	1,760,000円					
流用元・先	款	項	目	細事業名	節	金額(円)
流用元	土 木 費	都 市 行 政 費	都 市 対 策 費	ホームドア設置促進事業費補助	負担金、補助及び交付金	△760,000
				県内駅整備促進費	需用費	△500,000
					役務費	△500,000
流用先				県内駅整備促進費	委託料	1,760,000

(4) 事業間流用

流用年月日	令和2年10月7日					
流用理由	本件樹木の伐採のため					
流用額	4,800,000円					
流用元・先	款	項	目	細事業名	節	金額(円)
流用元	土	都	都	総合都市交通体系 調査事業費	委託料	△4,800,000
流用先	木	市	市	県内駅整備促進費		4,800,000
	費	行	政			
		策	費			

カ 本件樹木を伐採するに当たり県内駅整備促進費を使用した理由について

本件樹木を含む相原高校跡地の財産は、相模原市が平成28年8月に策定した「相模原市広域交流拠点整備計画（以下「市整備計画」という。）」の後、県が策定した「リニア中央新幹線整備に伴う県立相原高校跡地の利活用方針（平成30年12月10日知事決裁）（以下「本件利活用方針」という。）」において、県立相原高等学校移転後に除却するものと整理されている。

交通企画課が管理を行う普通財産となった平成31年4月1日以降の財産管理の主な目的は、県有地への立入禁止措置の実施や草木による周辺住民への影響の防止などの「第三者被害の防止」であり、本件樹木を含む立木の管理は、落枝、落葉、県有地外への枝の張り出し及び倒木による被害の防止の観点から実施するものである。

したがって、本件樹木の伐採は、相原高校跡地内の財産管理の目的に合致していることから、県内駅整備促進費を使用したものである。

キ 本件樹木を伐採した背景・理由について

県立相原高等学校は、新校舎への移転が完了し、相原高校跡地に係る行政財産（土地・建物・工作物・立木）は、平成31年3月31日付けで行政財産としての用途を廃止し、同年4月1日をもって、県土整備局管理の普通財産に管理換えとなった。

相原高校跡地に残された財産については、相模原市が平成28年8月に策定した市整備計画の後、県が策定した本件利活用方針において、県にとって

特段の用途はなく、処分することが前提の普通財産として整理されていたことから、相原高校跡地で実施されるまちづくりのため、建物、工作物及び立木は除却することを想定しており、残された立木については、伐採が必要であった。

そして、B社が実施していた旧相原高校校舎撤去の完了時期や相原高校跡地で実施されるまちづくりの進捗が不透明であったことから、これまで本件樹木の伐採時期は未定となっていた。

一方、相原高校跡地において、令和元年9月に台風15号により3本の樹木の倒木が発生して以降、X氏からは、同月に本件樹木のうちヒマラヤスギ等の6本の伐採要望を受け、また、令和2年8月には、このうちヒマラヤスギ2本について、これらが倒木した場合、X氏に被害が及ぶことを理由として、早急に伐採することの要望を度々受け、さらに、同年9月には、これに加えてチャボヒバ1本についても伐採の要望を受けた。そして、同月には専門業者と相原高校跡地に残る本件樹木の状況について現地確認を行った。

こうした中で、本件樹木に隣接している旧相原高校校舎の撤去工事が令和2年12月に完了することが見込まれ、これまで風除けとなっていた旧相原高校校舎がなくなるため、今後の台風により本件樹木の全てが倒木する蓋然性が高いと認められたことから、春先などの強風により、相原高校跡地の東側の6本の樹木が倒木し、道路や近隣住民の生命又は家屋に被害を及ぼすおそれが高まると判断した。

また、本件樹木に隣接している土地については、県立相原高等学校から駐輪場としての使用申請を受け、暫定的に同校生徒用の駐輪場としての使用を認めていた。そして、本件樹木の伐採に当たっては、当該土地を使用する必要があったことから、本件樹木の伐採時期については、同校と調整の上、駐輪場を使用している同校生徒への影響が少ない令和3年2月22日から同月26日までとすることを決定した。

なお、本件樹木のうち、緊急性が特に高いものは相原高校跡地の東側の6本の樹木であったが、本件樹木を一括して伐採することで経費削減に繋がると判断したところである。

こうした背景・理由から相原高校跡地にあった本件樹木を伐採したものである。

ク 本件監査請求に対する見解について

- (7) 請求書に掲げる「リニア中央新幹線県内駅整備促進費は、旧相原高校跡地の管理・維持を適正に行う目的で予算措置がされた県の予算であり、旧相原高校跡地にあるヒマラヤスギ等の樹木は、その時点において枯れているとか、倒木のおそれがあると判断されていた訳でもなく、それなりに経済的価値がある樹木であり、これらの樹木を、この時期に伐採する理由も必要も全く認められないことからすれば、これらの樹木の伐採のための委託費を、リニア中央新幹線県内駅整備促進費の名目で支出することは目的外流用と言わざるを得ない。」との主張について

相原高校跡地は、リニア中央新幹線県内駅の設置及び相模原市が進める橋本駅南口地区のまちづくりに活用することが決定しており、本件樹木を含む相原高校跡地の財産（土地・建物・工作物・立木）については、相模原市が平成 28 年 8 月に策定した市整備計画の後、県が策定した本件利活用方針において、県立相原高等学校移転後に処分が必要な財産として整理されている。

相模原市は、市整備計画において橋本駅南口地区のまちづくり計画の概要を示し、現在、都市計画決定に向けた手続を進めているが、駅前空間の合理的な土地利用の観点から、既存の樹木と緑地を残しながら工事を行うことは困難であるため、新たな植栽を配置するとしており、県は、同市が進めるまちづくりにおいて相原高校跡地内の樹木を保全する必要があることを確認している。

以上のことから、相原高校跡地内の樹木は、その状態如何にかかわらず、まちづくりの進捗等に併せ、適切な時期に伐採する必要がある樹木である。

また、本件樹木を含む相原高校跡地の財産は、県立相原高等学校移転後に除却するものと整理されていることから、普通財産となった平成 31 年 4 月 1 日以降の財産管理の主目的は、県有地への立入禁止措置の実施や草木による周辺住民への影響の防止などの「第三者被害の防止」であり、本件樹木を含む立木の管理は、落枝、落葉、県有地外への枝の張り出し及び倒木による被害の防止の観点で実施するものである。

令和元年 9 月の台風 15 号により、3 本の樹木の倒木が発生したこと及び旧相原高校校舎の撤去工事が令和 2 年 12 月に完了することが見込まれたことなどを踏まえ、相原高校跡地内の本件樹木が倒木するリスクが高まると判断したことから、伐採を決断したものである。そして、その伐採行

為は、相原高校跡地内の財産管理という目的に合致していることから、本件予算を使用したものであり、「予算の目的外流用と言わざるを得ない」という請求人らの主張は当たらない。

なお、請求人らは、本件樹木はそれなりに経済的価値があると主張しているが、そもそも相原高校跡地内の樹木は、県立相原高等学校が教育目的の行政財産として植えたもので、移転先の県立相原高等学校で教育財産として必要なものは、既に移設・移植が行われており、相原高校跡地に残された樹木は、教育用の行政財産ではなく除却を前提とした普通財産であることから、請求人らの主張する経済的価値はない。

- (4) 請求書に掲げる「伐採された13本の樹木のうち、ゲッケイジュ（月桂樹）は国際児童年の記念に県立相原高校関係者が植樹した樹木であり、同校の生徒たちが維持管理に務めてきた大切な樹木であり、それは神奈川県民にとっても大切な県有財産というべきであり、県職員であれば、本来であれば、その維持管理に務めなければならない県民の財産である樹木を伐採することを業者に委託した県職員の行為は地方財政法8条の『地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。』との規定に違反する違法な行為である。」との請求人の主張について

請求人らが主張する月桂樹も含め、相原高校跡地内の樹木は、教育目的の行政財産として植えたものであるが、移転先の県立相原高等学校で教育財産として必要なものは、既に移設・移植が行われており、残された樹木は、教育用の行政財産ではなく除却を前提とした普通財産である。

よって、除却が前提の財産に対し、その管理目的を「第三者被害の防止」としたもので、管理目的に沿って伐採することは妥当な判断で、「地方財政法の規定に違反する」とする請求人らの主張は当たらない。

- (7) 請求書に掲げる「リニア中央新幹線県内駅整備促進費の目的は、令和2年度の事業内容を説明した文書によると、『平成30年度末の相原高校移転に伴い、相原高校跡地について、令和元年度から県土整備局が管理を行っているため、管理を行うにあたり、相原高校敷地の外周に設置されているフェンスの補修を実施する。また、台風等による樹木の被害を未然に防ぐため立木の伐採を実施する。さらに、地域住民等の立入を防止するため仮

囲いを設置し、適切な管理を行う。』と説明されている。ここでは、『立木の伐採』は、『台風等による樹木の被害を未然に防ぐため』とされているところ、今回伐採されたた 13 本の樹木については、倒木のおそれ等があるとは考えられず、目的外流用と言わざるを得ない。」との主張について

相原高校跡地において、令和元年 9 月の台風 15 号により 3 本の樹木の倒木等が発生している。また、令和 2 年 12 月には、これまで樹木の風除けとなっていた旧相原高校校舎の撤去が完了していることから、台風等の強風により樹木が倒木するおそれが高まると判断した。

このことから、将来的に除却が決定している樹木を、台風等の自然災害に起因する倒木による第三者被害を未然に防ぐために伐採するという行為は、跡地の適正な維持管理であることから、「予算の目的外流用と言わざるを得ない」という請求人らの主張は当たらない。

- (i) 請求書に掲げる「そもそも、リニア新幹線は、橋本駅の新駅については、地下に設置される予定であり、地上にある樹木の伐採が必要とはおよそ考えられない。」との請求人の主張について

相原高校跡地は、リニア中央新幹線県内駅の設置及び相模原市が進める橋本駅南口地区のまちづくりに活用することが決定しており、本件樹木を含む相原高校跡地の財産（土地・建物・工作物・立木）については、相模原市が平成 28 年 8 月に策定した市整備計画の後、県が策定した本件利活用方針において、県立相原高等学校移転後に処分が必要な財産として整理されている。

相模原市は、市整備計画において橋本駅南口地区のまちづくり計画の概要を示し、現在、都市計画決定に向けた手続を進めているが、駅前空間の合理的な土地利用の観点から、既存の樹木と緑地を残しながら工事を行うことは困難であることから、新たな植栽を配置するとしており、県は、同市が進めるまちづくりに関して相原高校跡地内の樹木を保全する必要がないことを確認している。

以上のことから、相原高校跡地内の樹木は、その状態如何にかかわらず、リニア駅工事及びまちづくりの進捗に併せ、適切な時期に伐採するものであり、「地上にある樹木の伐採が必要とはおよそ考えられない」との請求人らの主張は当たらない。

第5 監査の結果

1 認定した事実

職員調査による県土整備経理課及び交通企画課からの説明等を踏まえ、認定した事実は次のとおりである。

(1) 本件樹木の状況等について

本件樹木の状況は次表のとおりである。

樹木		幹周(m) (注1)	高さ(m) (注1)	登録(注2)	緊急性(注3)		
①	ヒマラヤスギ	3.15	15	有	有		
②							
③	ニオイヒバ	1.40	10				
④						クロガネモチ	0.90
⑤						ハナノキ	1.00
⑥						チャボヒバ	1.45
⑦	クロマツ	0.50	5		無		
⑧	ヤマザクラ	2.60	10				
⑨						モッコク	0.80
⑩						ゲッケイジュ	0.50
⑪						コメヅカ	1.30
⑫	キンモクセイ	2.25	5				
⑬	モチノキ	0.90	10	無			
⑭	ヒヨクヒバ	1.65	10	有			
⑮	ムクロジ	1.10	10	無			

(注1) 幹周(m)は実測値であり、高さ(m)は交通企画課職員による目視による概ねの値である。

(注2) 交通企画課による本件樹木に係る県有財産台帳への登録の有無を示すものである。

(注3) 交通企画課により伐採について緊急性が特に高いとされていたものである。

なお、県有財産台帳に登録すべき単独樹木について、神奈川県県有財産規則第53条の規定に基づく立木取扱要領第2条第3号では、「地表面から高さ1.2

メートルの位置における幹の周囲が 30 センチメートル以上のもの」とされているが、本件樹木のうち、「⑬ モチノキ」及び「⑮ ムクロジ」については、県有財産台帳に登録すべき単独樹木に該当していたにもかかわらず、交通企画課は、平成 31 年 4 月 1 日付けで交通企画課の管理する普通財産に管理換えされた以降も、県有財産台帳への登録を行っていなかった。

(2) 本件委託費を支払うまでの経緯について

相原高校跡地において、令和元年 9 月に台風 15 号により 3 本の樹木の倒木が発生してから、本件委託費を支払うまでの状況を時系列で整理すると次のとおりである。

年度	月	日	内容
令和元	9	8	関東地方に上陸した台風 15 号により、相原高校跡地で 3 本の樹木の倒木が発生
		9	
		12	交通企画課が X 氏から本件樹木のうち、ヒマラヤスギ等 6 本の伐採要望を受ける
令和 2	8	12	交通企画課が X 氏から、本件樹木のうちヒマラヤスギ 2 本について、早急に伐採することの要望を受ける
		19	
	9	2	
		3	交通企画課が X 氏から本件樹木のうち、ヒマラヤスギ 2 本に加えてチャボヒバ 1 本の伐採要望を受ける
		8	交通企画課が専門業者と本件樹木の状況について現地確認
		28	交通企画課が財政課に対し、本件樹木伐採のため、県内駅整備促進費に係る予算流用申請書を提出
		29	交通企画課が県土整備経理課に対し、本件樹木伐採のため、県内駅整備促進費に係る予算流用申請書を提出
		10	7
11	25	交通企画課が県土整備経理課に対し、本件委託費に係る歳出予算執行依頼票を提出	

	12	1	県土整備経理課が本件業務委託に係る入札公告
		頃	相原高校跡地において旧相原高校校舎の撤去が完了
		18	交通企画課が相原高校跡地における本件樹木に係る伐採の調整と駐輪場の明渡しについて県立相原高等学校と打合せを実施
	1	4	県土整備経理課が本件業務委託に係る入札の落札者を決定し、執行伺票を作成
		8	県土整備経理課が本件業務委託に係る入札の落札者と本件業務委託契約を締結
		14	交通企画課がX氏に対し受注者が決定したことを連絡
		20	交通企画課が県立相原高等学校及び受注者と本件樹木に係る伐採の日程調整について打合せを実施し、本件樹木の伐採は令和3年2月22日から同月26日までに実施することを決定
	2	9	交通企画課がX氏に対し、本件樹木の伐採に係る日程が決定したことを連絡
		10	交通企画課が本件樹木のうち13本の立木に係る伐採について、処分調書を作成(残り2本の樹木は財産台帳に登録されていないため処分調書作成の対象外となる。)
		22 ～ 25	受注者が本件樹木を伐採
	3	4	伐採した樹木の処分量が確定し、工事費の増が生じたことから、精算のため交通企画課が県土整備経理課に対し本件委託費に係る増額の歳出予算執行依頼票を提出 県土整備経理課が執行伺票を作成
		10	県土整備経理課が受注者と本件業務委託契約に係る変更契約を締結
		22	交通企画課が受注者から委託業務完了通知書を收受
		24	交通企画課が本件樹木の伐採業務に係る完成検査を行い、検査調書を作成
		30	交通企画課が受注者から本件委託費に係る請求書を収

			受し、県土整備経理課へ当該請求書を提出 県土整備経理課が当該請求書に基づき受注者へ本件委託費の支払手続を執行
令和3	4	2	受注者に対し、本件委託費を支払

(3) 相原高校跡地内の樹木に係る処分方針について

相原高校跡地内の樹木は、県立相原高等学校が教育財産として植えたものであるが、移転先の県立相原高等学校で教育財産として必要なものは、既に移設・移植が行われており、相原高校跡地に残された樹木は、平成31年4月1日付けで交通企画課が管理する普通財産に管理換えされたものである。

そして、相原高校跡地は、リニア中央新幹線県内駅の設置及び相模原市が進める橋本駅南口地区のまちづくりのために活用することが決定しており、本件樹木を含む相原高校跡地の財産については、相模原市が平成28年8月に策定した市整備計画の後、県が策定した本件利活用方針において、県立相原高等学校移転後に除却が必要な財産として整理されている。また、相模原市は、市整備計画において橋本駅南口地区のまちづくり計画の概要を示し、現在、都市計画決定に向けた手続を進めているが、駅前空間の合理的な土地利用の観点から、既存の樹木と緑地を残しながら工事を行うことは困難であるため、新たな植栽を配置するとしており、県は、同市が進めるまちづくりにおいて相原高校跡地内の樹木を保全する必要がないことを確認していた。

以上のことから、相原高校跡地内の樹木は、その状態如何にかかわらず、リニア中央新幹線県内駅工事及びまちづくりの進捗に併せ、適切な時期に伐採する必要があることになる。

(4) 本件樹木を伐採した経緯について

交通企画課は、相原高校跡地において、令和元年9月に台風15号により3本の樹木の倒木が発生して以降、X氏から、同月にはヒマラヤスギ等6本の伐採要望を受け、また、令和2年8月には、このうちヒマラヤスギ2本について、これらが倒木した場合、X氏に被害が及ぶことを理由として、早急に伐採することの要望を度々受け、さらに、同年9月には、これに加えてチャボヒバ1本についても伐採の要望を受けた。

こうした中で、本件樹木に隣接している旧相原高校校舎の撤去工事が令和2年12月に完了することが見込まれ、これまで風除けとなっていた旧相原高校

校舎がなくなることから、交通企画課は、春先などの強風により、相原高校跡地の東側の6本の樹木が倒木し、道路や近隣住民の生命又は家屋に被害を及ぼすおそれが高まると判断した。そして、前述のとおり、本件樹木を含め相原高校跡地内の樹木は、その状態如何にかかわらず、リニア中央新幹線県内駅工事及びまちづくりの進捗に併せ、適切な時期に伐採する必要があることなどを踏まえて、本件樹木を一括して伐採することとした。

(5) 県内駅整備促進費の目的について

令和2年度歳入歳出当初予算見積書では、県内駅整備促進費の目的は、「リニア中央新幹線県内駅及び橋本駅南口地区のまちづくりの予定地となっている、県立相原高校跡地の適正な維持管理を行う」ことであるとされており、交通企画課は、同課が管理を行う普通財産となった平成31年4月1日以降の財産管理の主な目的は、県有地への立入禁止措置の実施や草木による周辺住民への影響の防止などの「第三者被害の防止」であり、本件樹木を含む立木の管理は、落枝、落葉、県有地外への枝の張り出し及び倒木による被害の防止の観点から実施するものであるとしている。

(6) 県内駅整備促進費の令和2年度当初予算の事業内容について

「第4 監査の実施 4 監査対象箇所への調査 (2) 交通企画課 エ 県内駅整備促進費の目的及び令和2年度当初予算の事業内容について (イ) 令和2年度当初予算の事業内容」のとおり。なお、「第4 監査の実施 4 監査対象箇所への調査 (2) 交通企画課 エ 県内駅整備促進費の目的及び令和2年度当初予算の事業内容について (7) 目的 b」において、「台風等による倒木の被害を未然に防ぐため立木の伐採を実施する」と掲げられてはいるものの、県内駅整備促進費の令和2年度当初予算の事業内容には、樹木の伐採は含まれていなかった。

(7) 令和2年度県内駅整備促進費への流用の内容について

「第4 監査の実施 4 監査対象箇所への調査 (2) 交通企画課 オ 令和2年度における県内駅整備促進費の流用の状況について」のとおり。

なお、上記の流用について、交通企画課は、財政課及び県土整備経理課から予算流用の許可を受けていた。

2 判断の理由

本件監査請求に関し、「1 認定した事実」を踏まえ、本件委託費の支出が地方自治法第 242 条第 1 項に規定されている違法又は不当な公金の支出に該当するか否か、そして、これにより県に損害が生じているか否かについて、以下のとおり判断を行った。

本件監査請求において、請求人は、本件樹木を伐採する理由も必要も全く認められないことからすれば、本件委託費を県内駅整備促進費から支出したことは、予算の目的外流用と言わざるを得ないと主張する。

しかしながら、「1 認定した事実 (4) 本件樹木を伐採した経緯について」のとおり、相原高校跡地において、令和元年 9 月に台風 15 号により 3 本の樹木の倒木が発生して以降、X 氏から本件樹木のうちヒマラヤスギ等について伐採の要望を受けたことに加え、春先などの強風により、相原高校跡地の東側の 6 本の樹木が倒木し、道路や近隣住民の生命又は家屋に被害を及ぼすおそれが高まると判断し、さらには、「1 認定した事実 (3) 相原高校跡地内の樹木に係る処分方針について」のとおり、本件樹木を含め相原高校跡地内の樹木は、その状態如何にかかわらず、リニア中央新幹線県内駅工事及びまちづくりの進捗に併せ、適切な時期に伐採する必要があることから、これを踏まえ、本件樹木を一括して伐採することとしたことには相応の合理性があるといえることができる。

そして、県内駅整備促進費の令和 2 年度当初予算の事業内容には、樹木の伐採は含まれていなかったものの、交通企画課は、財政課及び県土整備経理課から県内駅整備促進費に係る予算流用の許可を受け、本件樹木の伐採を行っており、また、本件樹木の伐採は、相原高校跡地の適正な維持管理を行うという県内駅整備促進費の目的にも合致していると認められることから、本件委託費の支出は、違法又は不当な公金の支出に該当するとはいえない。なお、本件樹木のうち 2 本については、平成 31 年 4 月 1 日付けで交通企画課の管理する普通財産に管理換えされた以降も、県有財産台帳への登録が行われておらず、処分調書を作成しないまま伐採されており、財産管理上、不適切な事務処理であったと認められる。

以上のように、本件委託費の支出は、違法又は不当な公金の支出に該当するとはいえないことから、これによる県の損害の発生も認めることはできない。

3 結論

以上のことから、本件委託費の支出は、違法又は不当な公金の支出に該当するとはいえず、これによる県の損害の発生も認められないことから、本件監査請求には理由がない。